

議第5号

岐阜県教育職員免許法施行規則及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する等の規則について

岐阜県教育職員免許法施行規則及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する等の規則を次のように定めるものとする。

令和元年12月24日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長 安 福 正 寿

(提案理由)

特定社会教育機関の設置等に関する事務を知事の職務権限とすること等に伴い、関係する教育委員会規則の改廃を行う。

< 根拠法令 >

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関する事。

十二から二十まで 略

2 略

岐阜県教育職員免許法施行規則及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任
及び補助執行に関する規則の一部を改正する等の規則の概要

1 前提となる事実

特定社会教育機関の設置等に関する事務を知事の職務権限とすること等に伴い、関係する教育委員会規則の改廃を行うもの。

2 施行日

令和2年1月1日

3 内容

(1) 一部改正

○岐阜県教育職員免許法施行規則

特定社会教育機関の設置等に関する事務を地方公共団体の長が所管する
場合に、そこで事務を行う免許保有者を、県や市町村の教育委員会事務局
で勤務する職員と同様に免許状更新講習の受講対象外となる者等に追加
(第15条の2、第15条の4、第15条の5)

○岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則

環境生活部長等への委任事項及び補助執行事項から特定社会教育機関の
設置等に関するものを削除

(第1条、第2条、第3条)

○教育長に対する権限の委任等に関する規則

岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則
の改正に伴い、条ずれを修正

(第5条)

(2) 廃止

○岐阜県図書館管理規則

○岐阜県博物館管理規則

○岐阜県高山陣屋管理規則

○岐阜県美術館管理規則

○岐阜県立学校以外の教育機関の名誉館長等に関する規則

○岐阜県現代陶芸美術館管理規則

岐阜県教育職員免許法施行規則及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和元年十二月 日

岐阜県教育委員会

教育長 安福正寿

岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県教育職員免許法施行規則及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する等の規則

(岐阜県教育職員免許法施行規則の一部改正)

第一条 岐阜県教育職員免許法施行規則(昭和三十七年岐阜県規則第四十八号・岐阜県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項第一号中「その他県教育委員会」の下に「の事務局(岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第三号)第二条各号に掲げる教育機関の設置、管理及び廃止に関する事務を分掌する内部部局を含む。

第十五条の四第一項第一号及び第十五条の五第一項第一号において同じ。)」を加え、同項第二号中「その他市町村教育委員会」の下に「の事務局(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところにより市町村長が同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた市町村にあつては、当該事務を分掌する内部部局を含む。第十五条の四第一項第二号及び第十五条の五第一項第二号において同じ。)」を加える。

第十五条の四第一項第一号中「県教育委員会」の下に「の事務局」を加え、同項第二号中「その他市町村教育委員会」の下に「の事務局」を加える。

第十五条の五第一項第一号中「県教育委員会」の下に「の事務局」を加え、同項第二号中「その他市町村教育委員会」の下に「の事務局」を加える。

(岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正)

第二条 岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(以下「知事の補助職員」という。)」を削る。

第二条中「次の表の知事の補助職員の欄に掲げる職員に、同表委任事項の欄」を「

環境生活部長に、次に、「知事の補助職員に」を「環境生活部長に」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- 一 ユネスコ活動に関すること。
- 二 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）及び社会教育法施行令（昭和二十四年政令第二百八十号）の規定により教育委員会が行う事務（同法第十条に規定する社会教育関係団体であつて学校教育に密接に関連するものに関するものを除く。）
- 三 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の規定により教育委員会が行う事務
- 四 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）及び博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）の規定により教育委員会が行う事務
- 五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定により教育委員会が行う事務
- 六 岐阜県視聴覚教具及び教材の貸与等に関する規則（昭和二十八年岐阜県教育委員会規則第五号）の規定により教育委員会が行う事務

第三条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十一号中「第四号」を「第三号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号を削り、同条第二項中「第十号」を「第九号」に、「第十一号」を「第十号」に改める。

（岐阜県図書館管理規則等の廃止）

第三条 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 岐阜県図書館管理規則（昭和三十七年岐阜県教育委員会規則第六号）
- 二 岐阜県博物館管理規則（昭和五十一年岐阜県教育委員会規則第十一号）
- 三 岐阜県高山陣屋管理規則（昭和五十五年岐阜県教育委員会規則第九号）
- 四 岐阜県美術館管理規則（昭和五十七年岐阜県教育委員会規則第十五号）
- 五 岐阜県立学校以外の教育機関の名誉館長等に関する規則（平成四年岐阜県教育委員会規則第七号）
- 六 岐阜県現代陶芸美術館管理規則（平成十四年岐阜県教育委員会規則第九号）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和二年一月一日から施行する。

（教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部改正）

- 2 教育長に対する権限の委任等に関する規則（昭和三十二年岐阜県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「第九号」を「第八号」に、「第十一号及び第十二号」を「及び第十号」に、「第十一号に」を「第十号に」に改める。

（新）

目次 略

第一章から第三章まで 略

第三章の二 免許状更新講習

（免許状更新講習を受ける必要がない教育の職）

第十五条の二 施行規則第六十一条の四第二号及び二十年改正施行規則附則第十條第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 県教育委員会の教育長（以下「県教育長」という。）及び県教育委員会の教育次長（以下「県教育次長」という。）その他県教育委員会の事務局（岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第三号）第二条各号に掲げる教育機関の設置、管理及び廃止に関する事務を分掌する内部部局を含む。第十五条の四第一項第一号及び第十五条の五第一項第一号において同じ。）の職員で県教育長が別に定めるもの

- 二 市町村教育委員会の教育長その他市町村教育委員会の事務局（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三條第一項の条例の定めるところにより市町村長が同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた市町村にあつては、当該事務を分掌する内部部局を含む。第十五条の四第一項第二号及び第十五条の五第一項第二号において同じ。）の職員で県教育長が別に定めるもの

2及び3 略

第十五条の三 略

（更新講習修了確認を受けなければならない教育の職）
第十五条の四 二十年改正施行規則附則第三條第二号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 県教育長及び県教育次長その他県教育委員会の事務局の職員で県教育長が別に定めるもの

（旧）

目次 略

第一章から第三章まで 略

第三章の二 免許状更新講習

（免許状更新講習を受ける必要がない教育の職）

第十五条の二 施行規則第六十一条の四第二号及び二十年改正施行規則附則第十條第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 県教育委員会の教育長（以下「県教育長」という。）及び県教育委員会の教育次長（以下「県教育次長」という。）その他県教育委員会
の職員で県教育長が別に定めるもの
- 二 市町村教育委員会の教育長その他市町村教育委員会
の職員で県教育長が別に定めるもの

2及び3 略

第十五条の三 略

（更新講習修了確認を受けなければならない教育の職）

第十五条の四 二十年改正施行規則附則第三條第二号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 県教育長及び県教育次長その他県教育委員会
の職員で県教育長が別に定めるもの

二 市町村教育委員会の教育長その他市町村教育委員会の事務局の職員で
教育長が別に定めるもの
2 略

(免許状更新講習を受けることができる教育の職)
第十五条の五 免許状更新講習規則(平成二十年文部科学省令第十号)第九条
第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。
一 県教育長及び県教育次長その他県教育委員会の事務局の職員で県教育長
が別に定めるもの
二 市町村教育委員会の教育長その他市町村教育委員会の事務局の職員で県
教育長が別に定めるもの
2 略

第四章及び第五章 略

付則 略

別記第1号様式から第24号様式まで 略

付表第1から第7まで 略

付則付表第1から第13まで 略

二 市町村教育委員会の教育長その他市町村教育委員会
の職員で県
教育長が別に定めるもの
2 略

(免許状更新講習を受けることができる教育の職)
第十五条の五 免許状更新講習規則(平成二十年文部科学省令第十号)第九条
第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。
一 県教育長及び県教育次長その他県教育委員会の
の職員で県教育長
が別に定めるもの
二 市町村教育委員会の教育長その他市町村教育委員会
の職員で県
教育長が別に定めるもの
2 略

第四章及び第五章 略

付則 略

別記第1号様式から第24号様式まで 略

付表第1から第7まで 略

付則付表第1から第13まで 略

（新）

（趣旨）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の七の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を知事の補助機関である職員に委任し、及び補助執行させることについては、別に定めのあるもののほか、この規則に定めるところによる。

（委任）

第二条 環境生活部長に、次に掲げる事務（当該事務に係る教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃並びに次条の規定により環境生活部長に補助執行させる事務を除く。）を委任する。

- 一 ユネスコ活動に関すること。
- 二 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）及び社会教育法施行令（昭和二十四年政令第二百八十号）の規定により教育委員会が行う事務（同法第十条に規定する社会教育関係団体であつて学校教育に密接に関連するものに関するものを除く。）
- 三 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の規定により教育委員会が行う事務
- 四 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）及び博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）の規定により教育委員会が行う事務
- 五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定により教育委員会が行う事務

（旧）

（趣旨）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の七の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を知事の補助機関である職員（以下「知事の補助職員」という。）に委任し、及び補助執行させることについては、別に定めのあるもののほか、この規則に定めるところによる。

（委任）

第二条 次の表の知事の補助職員の欄に掲げる職員に、同表委任事項の欄に掲げる事務（当該事務に係る教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃並びに次条の規定により知事の補助職員に補助執行させる事務を除く。）を委任する。

知事の補助職員	委任事項
環境生活部長	<ol style="list-style-type: none"> 一 美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所及び文化財保護センターの職員の任免その他の人事に関すること。 二 ユネスコ活動に関すること。 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）及び社会教育法施行令（昭和二十四年政令第二百八十号）の規定により教育委員会が行う事務（同法第十条に規定する社会教育関係団体であつて学校教育に密接に関連するものに関するものを除く。） 四 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の規定により教育委員会が行う事務 五 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）及び博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）の規定により教育委員会が行う事務 六 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定により教育委員会が行う事務

六 岐阜県視聴覚教具及び教材の貸与等に関する規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第五号）の規定により教育委員会が行う事務

美術館長	<p>七 岐阜県図書館管理規則（昭和三十七年岐阜県教育委員会規則第六号）第四条第一項の規定により開館時間を変更し、臨時に休館し、又は臨時に開館すること。</p> <p>八 岐阜県視聴覚教具及び教材の貸与等に関する規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第五号）の規定により教育委員会が行う事務</p> <p>九 岐阜県博物館管理規則（昭和五十一年岐阜県教育委員会規則第十一号）第三条第二項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館すること。</p> <p>十 岐阜県高山陣屋管理規則（昭和五十五年岐阜県教育委員会規則第九号）第三条第二項前段の規定により臨時に休館し、又は休場日に開場すること。</p> <p>十一 岐阜県美術館管理規則（昭和五十七年岐阜県教育委員会規則第十五号）第二条第二項前段の規定により臨時に休館し、又は開館すること。</p> <p>十二 岐阜県現代陶芸美術館管理規則（平成十四年岐阜県教育委員会規則第九号）第二条第二項前段の規定により臨時に休館し、又は開館すること。</p>
現代陶芸美術館長	<p>一 岐阜県美術館条例（昭和五十七年岐阜県条例第十三号）の規定により教育委員会が行う事務</p> <p>二 岐阜県美術館管理規則の規定により教育委員会が行う事務（環境生活部長の項第十一号に掲げるものを除く。）</p> <p>一 岐阜県現代陶芸美術館条例（平成十三年岐阜県条例第三十七号）の規定により教育委員会が行う事務</p> <p>二 岐阜県現代陶芸美術館管理規則の規定により教育委員会が行う事務（環境生活部長の項第十二号に掲げるものを除く。）</p>
図書館長	<p>一 岐阜県図書館条例（平成二十三年岐阜県条例第四十号）の規定により教育委員会が行う事務</p> <p>二 岐阜県図書館管理規則の規定により教育委員会</p>

(補助執行)

第三条 環境生活部長に、次に掲げる事務(当該事務に係る教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃を除く。)を補助執行させる。

一及び二 略

- 三 略
- 四 略
- 五 略
- 六 略
- 七 略
- 八 略
- 九 略
- 十 第三号から前号までに掲げるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関すること。

- 2 前項の規定により同項第一号、第九号及び第十号に掲げる事務(第十号にあつては、軽易な事項に限る。)を補助執行させる場合における当該事務に関する決裁については、環境生活部長に専決させるものとする。
- 3 略

附則 略

博物館長	会が行う事務(環境生活部長の項第七号に掲げるものを除く。)
高山陣屋管理事務所	一 岐阜県博物館条例(昭和五十一年岐阜県条例第八号)の規定により教育委員会が行う事務 二 岐阜県博物館管理規則の規定により教育委員会が行う事務(環境生活部長の項第九号に掲げるものを除く。)
長	一 岐阜県高山陣屋管理規則の規定により教育委員会が行う事務(環境生活部長の項第十号に掲げるものを除く。)

(補助執行)

第三条 環境生活部長に、次に掲げる事務(当該事務に係る教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃を除く。)を補助執行させる。

一及び二 略

- 三 図書館法第十五条の規定による岐阜県図書館協議会の委員の任命に関すること。
- 四 略
- 五 略
- 六 略
- 七 略
- 八 略
- 九 略
- 十 略
- 十一 第四号から前号までに掲げるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関すること。
- 十二 博物館法第二十一条の規定による岐阜県美術館協議会、岐阜県現代陶芸美術館協議会及び岐阜県博物館協議会の委員の任命に関すること。

- 2 前項の規定により同項第一号、第十号及び第十一号に掲げる事務(第十一号にあつては、軽易な事項に限る。)を補助執行させる場合における当該事務に関する決裁については、環境生活部長に専決させるものとする。
- 3 略

附則 略

教育長に対する権限の委任等に関する規則（昭和三十一年岐阜県教育委員会規則第十五号）新旧対照表（附則第二項関係）

（新）

第一条から第四条まで 略

第五条 教育長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事務を常時専決することができる。この場合においては、教育委員会に報告することを要しない。
一から五まで 略

六 委任等規則第三条第一項第二号から第八号まで及び第十号に掲げる事務（第十号にあっては、軽易な事項を除く。）
2 略

付則 略

（旧）

第一条から第四条まで 略

第五条 教育長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事務を常時専決することができる。この場合においては、教育委員会に報告することを要しない。
一から五まで 略

六 委任等規則第三条第一項第二号から第九号まで、第十一号及び第十二号に掲げる事務（第十一号にあっては、軽易な事項を除く。）
2 略

付則 略